

別添

国地契第88号  
国官技第184号  
平成17年11月29日

北海道開発局事業振興部長 あて  
各地方整備局総務部長 あて  
各地方整備局 企画部長 あて

大臣官房地方課長

大臣官房技術調査課長

### 電子媒体に記録された工事写真について

電子媒体に記録された工事写真(以下「デジタル写真」とする。)の取扱いについては、土木工事施工管理基準7、写真管理基準(案)10、デジタル写真管理情報基準(案)等に基づき実施されているところであるが、今般、監督職員の承諾を得ずに無断に編集された工事写真が検査時に提出される不適切な事案が発生したことから、今後の再発防止に向け下記のとおり厳正に対応するよう徹底されたい。

### 記

#### 1. 無断編集の有無の確認

請負者から提出されたデジタル写真については、監督職員に無断で編集された形跡等について、検査時等において可能な限り確認を行うとともに、必要に応じて専門家の検証を行うなど、デジタル写真の無断編集の有無について確認を徹底すること。

#### 2. 無断編集を確認した場合の対処

検査時等において、監督職員に無断で編集されたデジタル写真を確認した場合には、請負者に対し文書注意を行うとともに、悪質な場合には指名停止を行うなど既存の制度を適用し厳正に対処すること。

以上